

成年後見制度 について

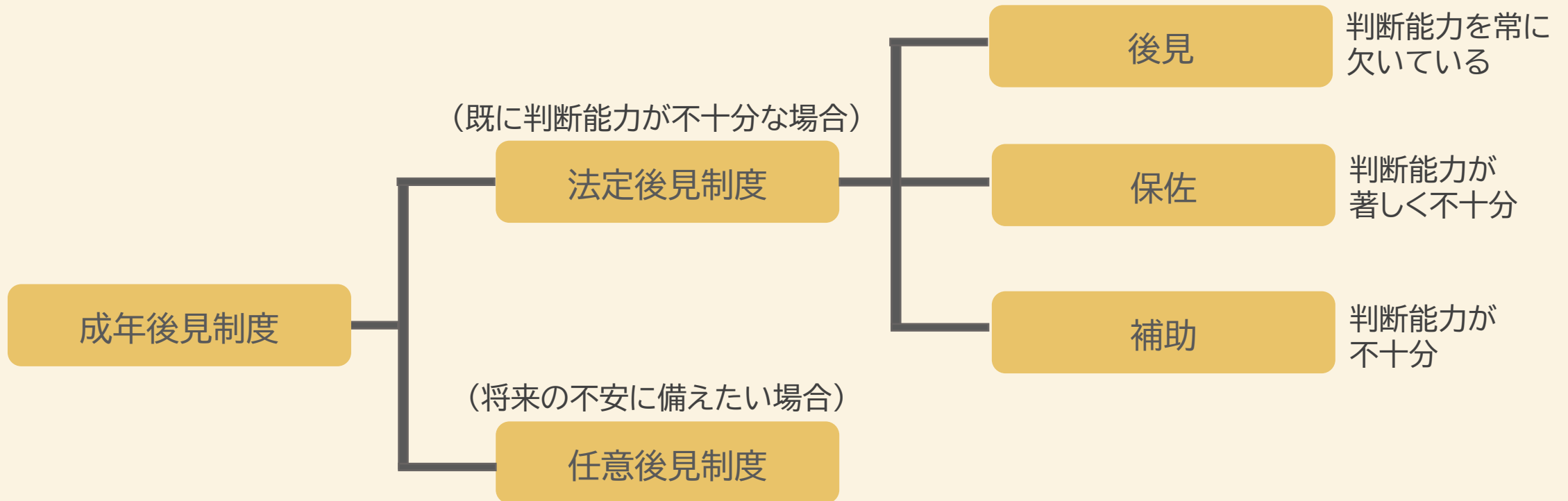
岐阜県地域福祉課

01 成年後見制度の概要

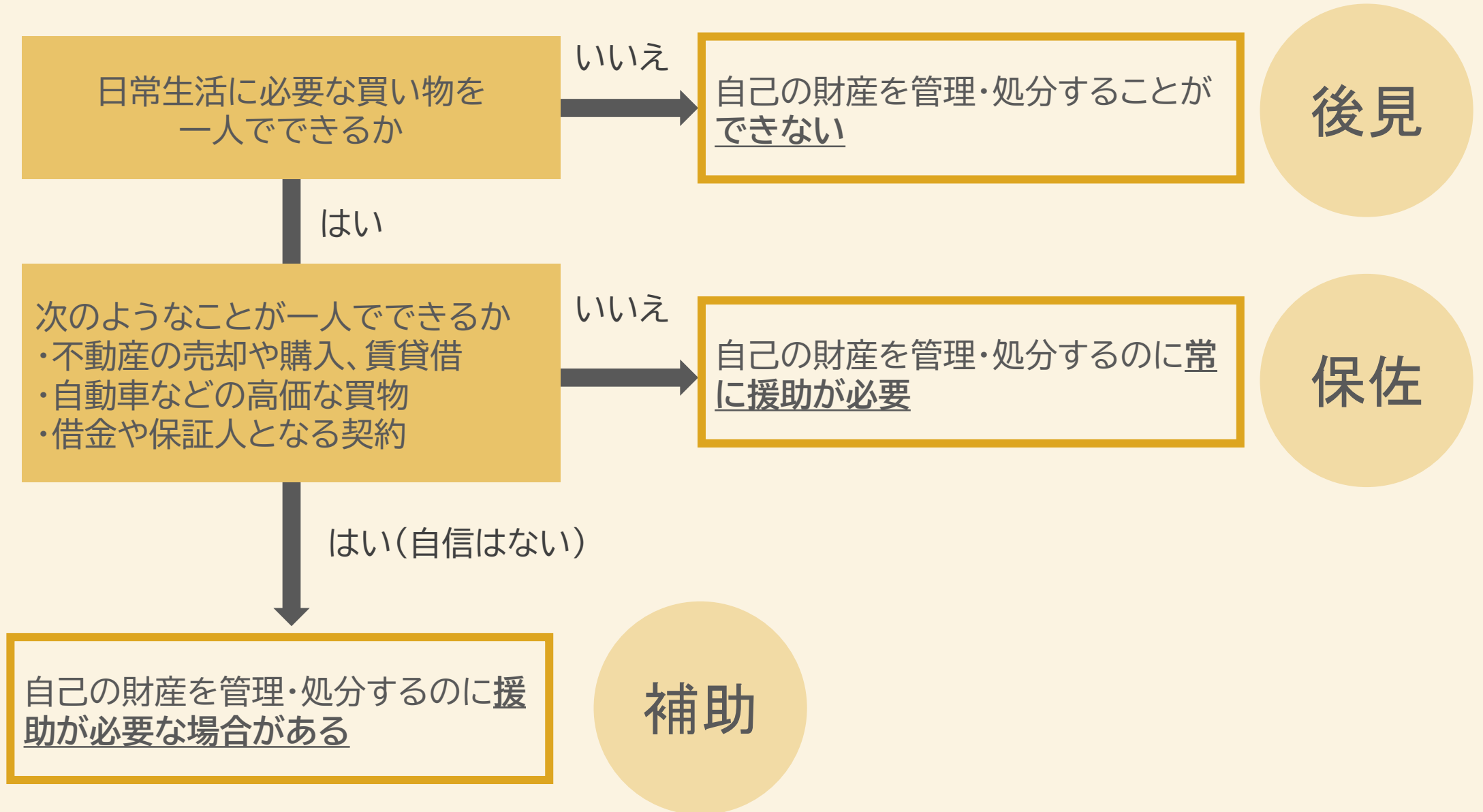
- 1 成年後見制度とは
- 2 3 類型の分け方の目安
- 3 成年後見人の職務
- 4 制度活用の検討について
- 5 相談窓口について

1 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない場合に、家庭裁判所が、本人を支援し保護する者（後見人等）を選ぶことで、本人の権利を守り、法律的に支援・保護する制度



2 3 類型の分け方の目安



3 成年後見人の職務

(できること)

身上保護

医療・福祉サービス等の契約等
身の回りのことについてサポート

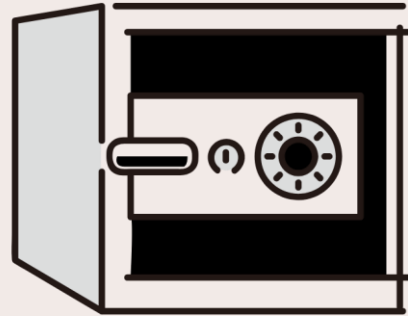


<例>

- ・ 介護・福祉サービスの契約
- ・ 入退院の契約
- ・ 賃貸借契約
- ・ 日常生活の見守り

財産管理

本人の財産を適切に管理・活用



<例>

- ・ 印鑑や預貯金通帳の管理
- ・ 年金の受領
- ・ 公共料金や税金の支払
- ・ 不動産の管理
- ・ 遺産分割協議などの相続手続

(できないこと)

家事
介護

医療行為
への同意

身分行為

婚姻、離婚、養子縁組、
認知、相続、遺言など

入院や施設入所の際の
身元保証人

死後事務

買い物や
通院の
同行

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
申立てに関する本人の同意	不要	原則不要	要
同意権 【後見人等の同意が必要な行為】	—	民法第13条1項の行為	民法第13条1項の行為の一部(家裁が定める)
取消権 【取り消しが可能な行為】	日常生活に関する行為	同上	同上
代理権 【後見人等に与えられる代理権の範囲】	財産管理に関する全ての法律行為及び身上保護	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	同左

民法第13条1項の行為（保佐人の同意を要する行為）とは

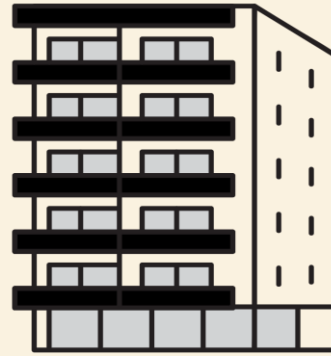
元本の領収・利用



借財・保証



不動産や重要な財産の権利得喪



訴訟行為



贈与・和解・
仲裁合意



相続



贈与を断る



不動産の工事



長期間の賃貸借



法定代理人



4 制度活用の検討について

成年後見制度の活用を検討すべき時はこんなとき、、、



福祉施設の入所・継続のための
契約や病院の入退院の契約が
本人だけでは不安…



不動産の処分や遺産相続の
手続きが必要…



年金や手当の申請や受取、
税金や施設利用料金の支払が
本人では難しい…

成年後見人が本人のかわりに

契約や手続き
不当な契約を取り消し
金銭管理

などを行う！

4 制度活用の検討について

本人の判断能力について

日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが常に見られ、誰かの支援がなければ難しい。

本人の財産管理について

(これだけであれば
日常生活自立支援事業でも可能)

- ①日常的な金銭管理に支援が必要。
- ②通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。
- ③年金・手当等の受取り手続きが必要。

本人の財産管理について

- ④生命保険などの請求の手続きが必要。
- ⑤税金の申告が必要。
- ⑥賃貸借契約の手続きが必要。
- ⑦高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。
- ⑧不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。
- ⑨借金をしたり、他人の保証人になってしまう。
- ⑩借金の整理、ローンの返済が必要。
- ⑪遺産相続の手続きが必要。
- ⑫裁判所の手続きが必要。

本人の身上保護について

福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。

4 制度利用の検討について

日常生活 自立支援 事業

成年後見 制度

サービス範囲

日常生活の範囲内での金銭等の管理に限定

日常的な金銭等の管理にとどまらない
財産管理や身上保護を援助

費用

「福祉サービスの利用援助」:1回1時間1200円
「日常的金銭管理サービス」:1回1時間1200円
「書類等預かりサービス」 :1か月500円

※岐阜県の場合

本人の財産や後見人の業務内容によって
家庭裁判所が決定
相場は毎月2万円～6万円

相談先

お住いの市町村社会福祉協議会

お住いの市町村窓口
お住いの市町村社協
近隣の権利擁護センター
弁護士会、司法書士会、社会福祉士会 等

5 相談窓口について

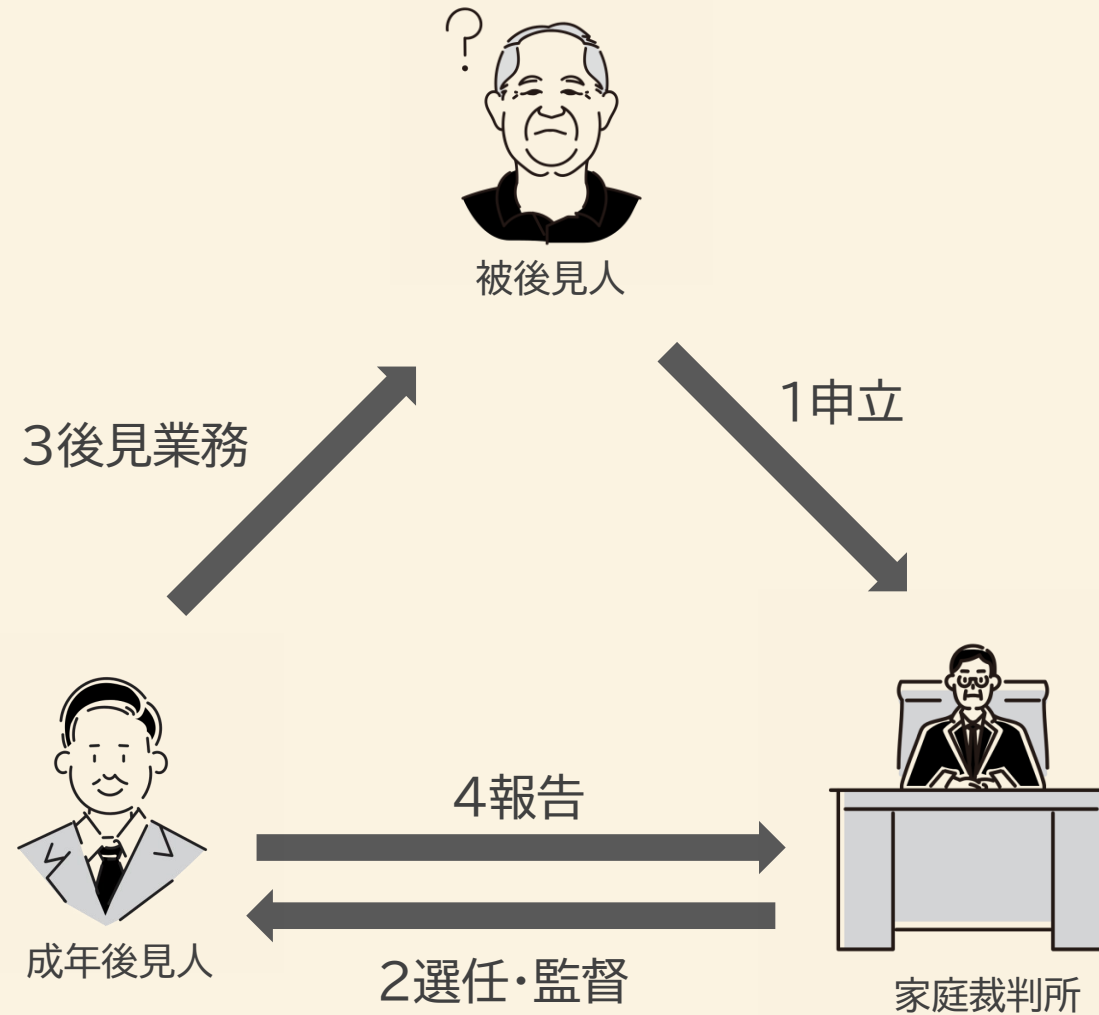
(自治体の相談窓口一覧)

岐阜市	岐阜市成年後見センター	058-269-5501	岐南町	福祉課	058-247-1348
大垣市	大垣市成年後見支援センター	0584-47-7424	笠松町	福祉子ども課	058-388-1116
高山市	高山市成年後見支援センター	0577-35-3359	養老町	健康福祉課	0584-32-1105
多治見市	東濃権利擁護センター	0572-26-7422	垂井町	健康福祉課	0584-22-7505
関市	関市権利擁護センター	0575-23-7798	関ヶ原町	関ヶ原町成年後見支援センター	0584-43-1111
中津川市	東濃権利擁護センター	0572-26-7422	神戸町	神戸町成年後見支援センター	0584-27-0175
美濃市	高齢福祉保健課	0575-33-1122	輪之内町	輪之内町成年後見支援センター	0584-69-4433
瑞浪市	東濃権利擁護センター	0572-26-7422	安八町	安八町成年後見支援センター	0584-64-7104
羽島市	羽島市成年後見支援センター	058-374-0003	揖斐川町	揖斐川町成年後見支援センター	0585-22-2111
恵那市	東濃権利擁護センター	0572-26-7422	大野町	大野町成年後見支援センター	0585-34-1111
美濃加茂市	美濃加茂市権利擁護支援センター	0574-25-2111	池田町	池田町成年後見支援センター	0585-45-3111
土岐市	東濃権利擁護センター	0572-26-7422	北方町	北方町成年後見支援センター	090-8457-9800
各務原市	各務原市成年後見支援センター	058-322-5118	坂祝町	坂祝町成年後見支援センター	0574-66-2406
可児市	可児市権利擁護センター	0574-62-1111	富加町	福祉保険課	0574-54-2183
山県市	山県市成年後見支援センター	090-8457-9800	川辺町	川辺町権利擁護支援センター	0574-53-7216
瑞穂市	瑞穂市福祉総合相談センター	058-322-8668	七宗町	七宗町権利擁護センター	0574-48-1112
飛騨市	飛騨市成年後見支援センター	0577-73-3214	八百津町	八百津町成年後見相談センター	0574-43-2111
本巣市	本巣市成年後見支援センター	058-323-7754	白川町	白川町成年後見支援センター	0574-72-2317
郡上市	郡上市成年後見支援センター	0575-88-9988	東白川村	東白川村成年後見支援センター	0574-78-2100
下呂市	下呂市成年後見支援センター	0576-52-3936	御嵩町	御嵩町権利擁護センター	0574-67-2111
海津市	社会福祉課	0584-53-1139	白川村	村民課	05769-6-1311

02 制度利用のための流れ

- 1 成年後見制度の全体の流れ
- 2 申立ての流れ
- 3 申立てすることができる人
- 4 後見人は自由に選べるか
- 5 誰が後見人になるのか
- 6 申立てに必要な書類
- 7 申立費用
- 8 後見人への報酬

1 成年後見制度の全体の流れ



2 申立ての流れ



調査

家裁の調査官が関係者へ問い合わせ

審問

家裁必要に応じて裁判官が質問

鑑定

本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定する手続
後見・保佐では原則医師の鑑定を実施する
(申立て時に診断書添付ある場合も)

家裁の書記官が成年後見の登記

3 申立てすることができる人 (申立てができる人は民法7条に記載あり)

本人

民法に記載がある以上、本人申立は可能であるが、判断能力がない人が意味を理解して申し立てできるのかが問題になる。

本人の配偶者

子どものいない夫婦の場合などには、配偶者が申立てを行うことがある。

本人の四親等内の親族

親族がいる場合には、親族による申立てが一般的。

市町村長

身寄りが誰もいない方や、いたとしても疎遠だったり他に問題があるため適切な申立者がいないような場合に行く。

検察官

市町村長による申立ても難しい場合に、最終的に検察官が申立てを行うことが想定されているが、ほとんど行われていない。

成年後見人等

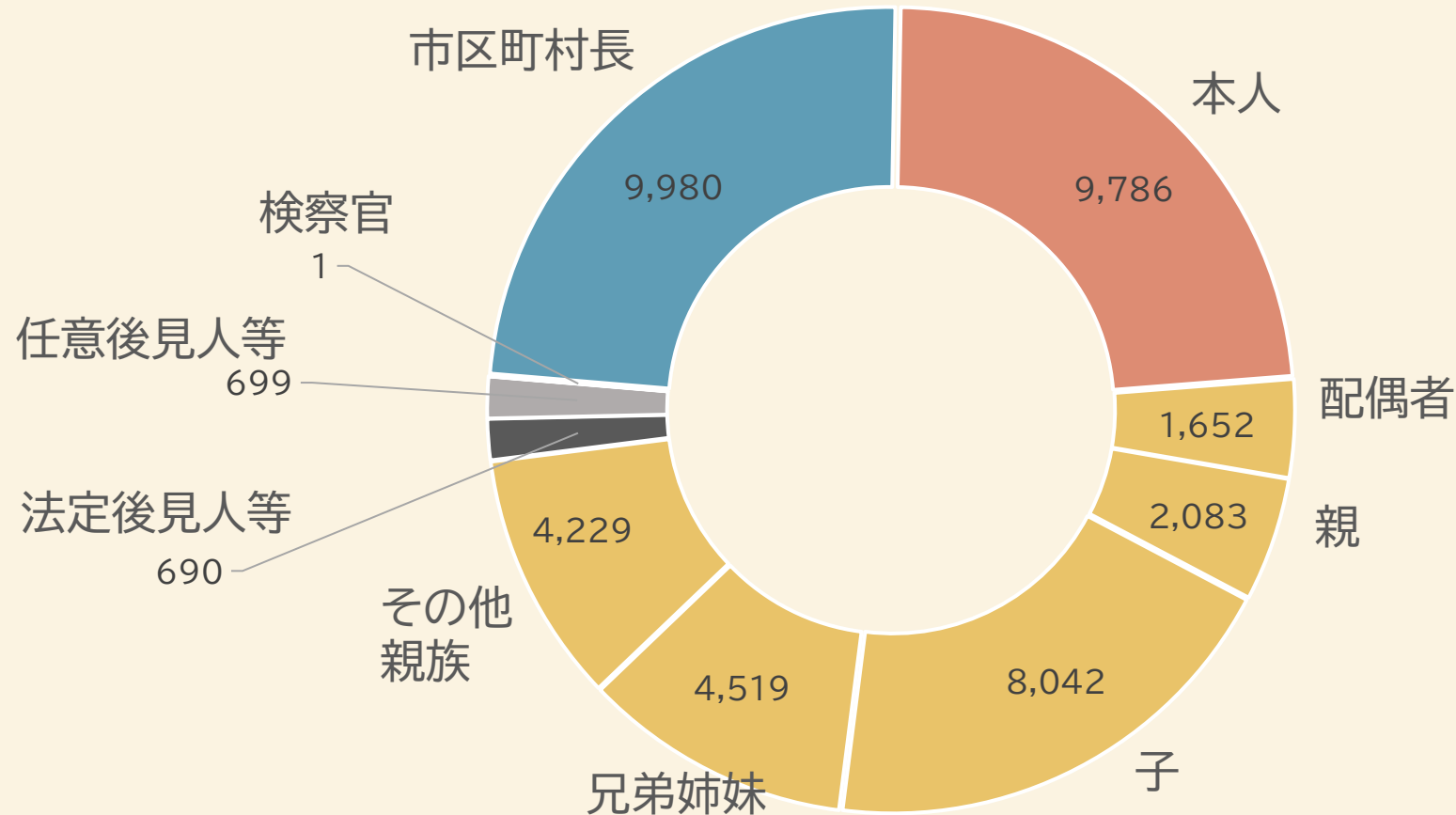
後見制度を利用している場合の、後見・保佐・補助といった「類型の変更」。

任意後見人等

任意後見契約に基づいて審判を行うとき。

3 申立てすることができる人

申立人と本人との関係別件数(R6全国)



令和6年:
41,681件

親族が
20,525件
49.2%を占める

4 後見人は自由に選べるか

法定 後見

自分で選ぶことが **できない**

- 判断能力が低下してから申立て
- 申立ての時に候補者をあげられるが最終的に誰を後見人とするかは家庭裁判所が決定する
- 後見人の権限は、後見・保佐・補助の類型に基づいて自動的に決定される

※不服申立てもできない

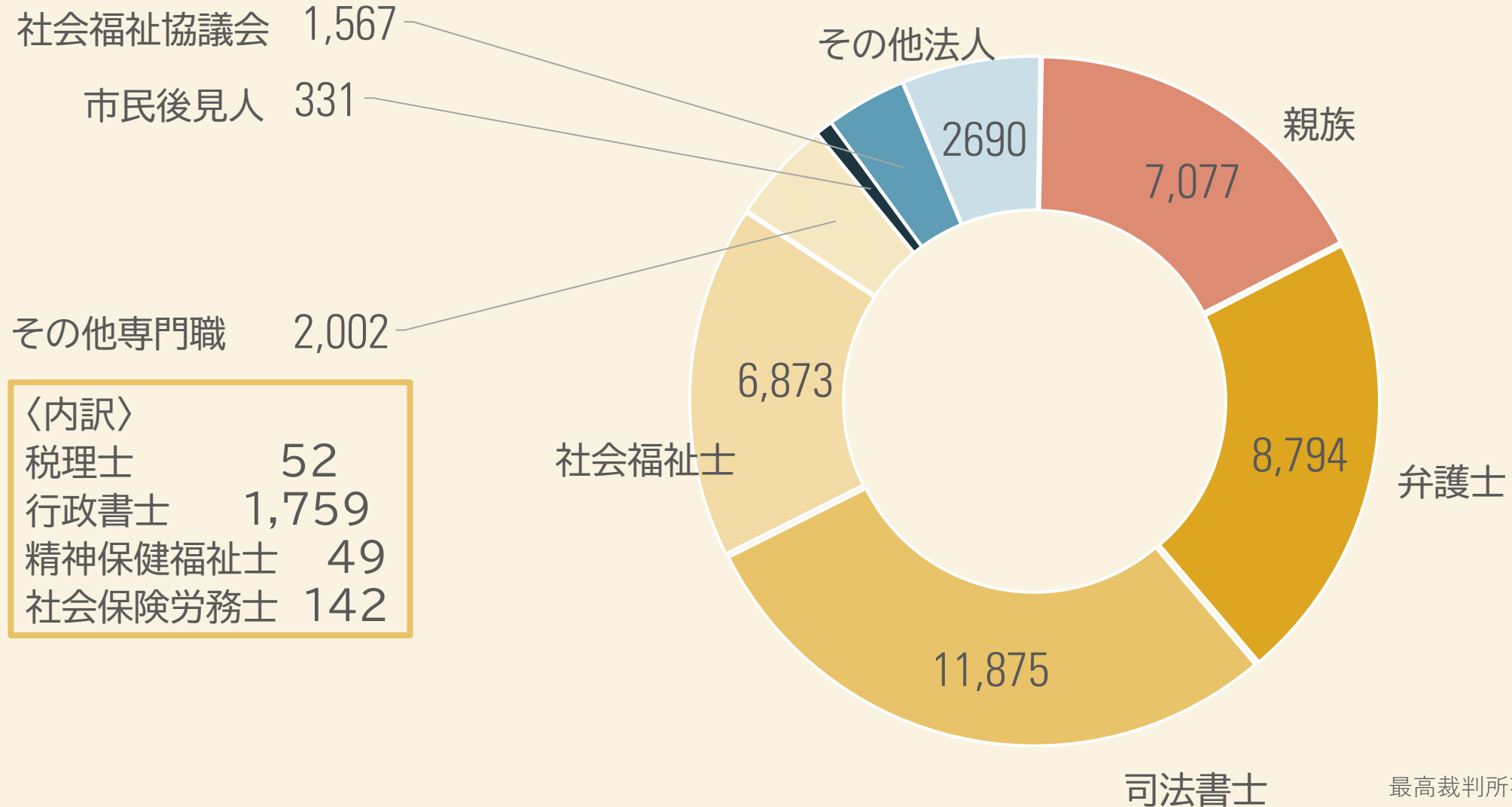
任意 後見

自分で選ぶことが **できる**

- 判断能力が低下する前にあらかじめ後見人を自分で選任し、公正証書で契約
- 家庭裁判所はこの任意後見契約の内容に逆らうことができないので、自分で選んだ後見人が必ず選ばれる。
- 後見人の権限も自分で自由に決めることができる。

5 誰が後見人になるのか

後見人と本人との関係別件数(R6全国)



6 申立てに必要な書類

本人情報シート	福祉関係者(ケースワーカーなど)に作成依頼する。 医師が診断を行う際の補助資料とするため、日常生活の状況等について記入。		
診断書	本人情報シートを医師に渡し、作成依頼をする。 長谷川式、MMSE、知能検査の検査のうち1つにより、医学的診断を行い、 判断能力についての意見を示してもらう。		
その他添付書類	〈自治体から取り寄せ〉 戸籍謄本 住民票 など	〈法務局から取り寄せ〉 本人の登記されていない ことの証明書 (「成年被後見人及び被保佐人に該 当しない」旨の登記事項説明書) など	〈その他〉 障害者手帳などの写し 年金額決定通知書 など
	親族の意見書 後見人等候補者事情説明書(後見人を裁判所に一任する場合は不要)など		
申立書	取り寄せた書類等を確認しながら記入		

7 申立費用

〈主な費用〉

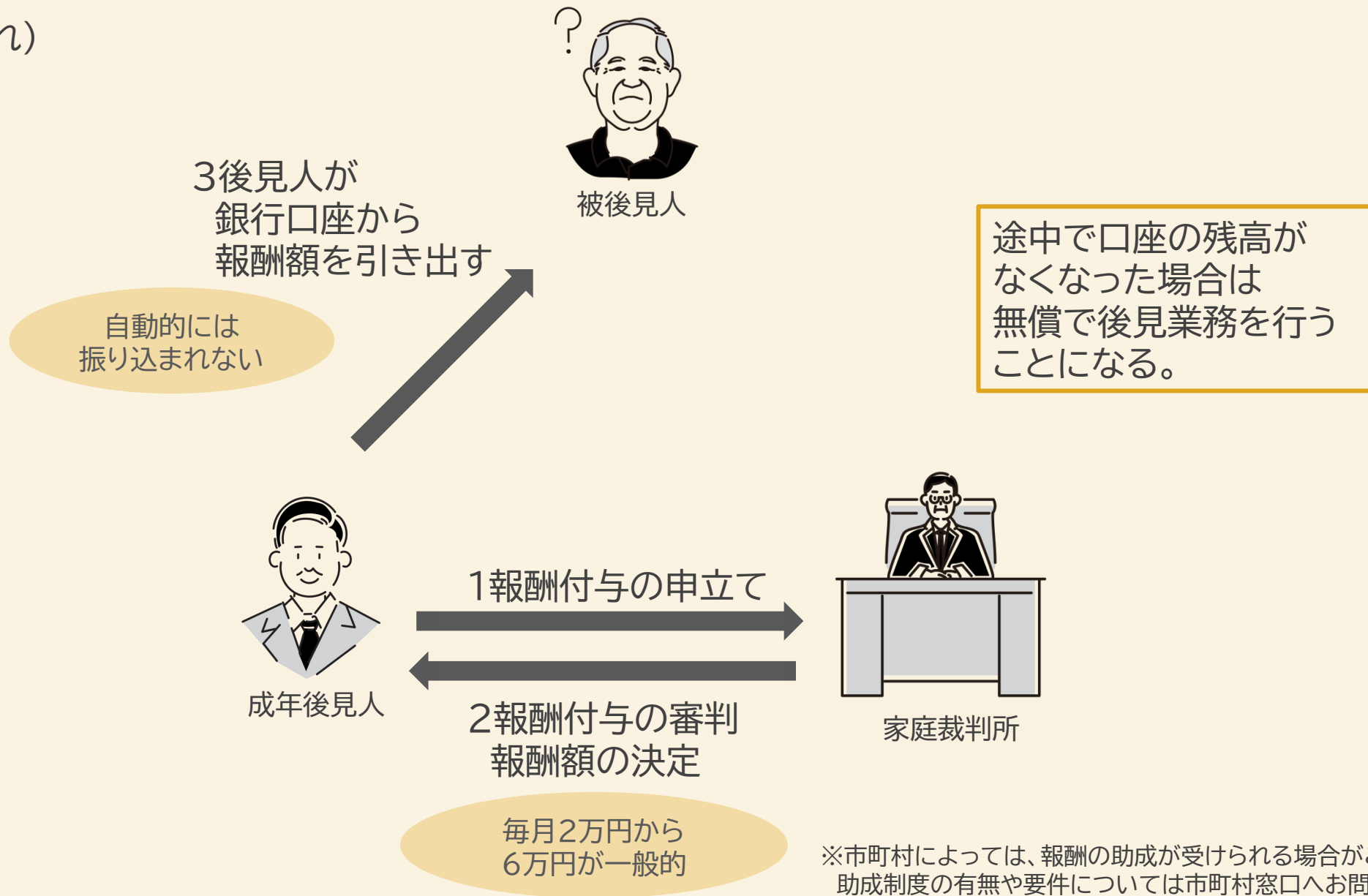
申立て手数料	8 0 0 0 円
後見登記手数料	2 , 6 0 0 0 円
連絡用郵便切手	4 , 3 0 0 0 円
鑑定費用 ※鑑定を行う場合	1 0 0 , 0 0 0 0 円程度

そのほか、診断書や各種証明書類取得にも費用がかかります

※市町村によっては、申立費用の助成が受けられる場合がございます。
助成制度の有無や要件については市町村窓口へお問い合わせください。

8 後見人への報酬

(報酬付与の流れ)



参考文献

- ・ 成年後見制度とは（厚労省）

<https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/>

- ・ 「成年後見制度はやわかり」（厚労省）

<https://guardianship.mhlw.go.jp/download/>

- ・ 「成年後見はやわかり沖縄」（よへな司法書士・行政書士事務所）

<http://seinenkouken-okinawa.com/what/index.html>

- ・ 成年後見制度・成年後見登記制度（法務省）

<https://www.moj.go.jp/MINJI/a02.html>

- ・ 成年後見等手続きについて（岐阜家庭裁判所）

<https://www.courts.go.jp/gifu/saiban/tetuzuki/syosiki/seinenkouken/index.html>

- ・ 成年後見申立ての手引き（東京家庭裁判所）

<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/file/140528seinenkokenmousitate-no-tebiki.pdf>

- ・ 新津孝之司法書士事務所

<https://www.niitsu-office.com/news/info/293/>

- ・ 成年後見事件の概況（最高裁判所2025.3）

<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/20250313koukengaikyuu-r6.pdf>

- ・ 成年後見人等の報酬額について

<https://www.courts.go.jp/nagano/vc-files/nagano/file/20190401-12koukennnihousyuu.pdf>